エ　検出器

次のいずれかに該当するもの

①　選択イオン測定（ＳＩＭ）又はこれと同等以上の性能を有するもの

②　選択反応測定（ＳＲＭ）又はこれと同等以上の性能を有するもの

オ　モニターイオンを得るための電圧

上記エ①に該当する検出器を用いる場合にあっては、大気圧化学イオン化法（ＡＰＣＩ法）（負イオン測定モード）で、最適条件に設定できる電圧

上記エ②に該当する検出器を用いる場合にあっては、大気圧化学イオン化法（ＡＰＣＩ法）（負イオン測定モード）により得られたプリカーサイオンを開裂させてプロダクトイオンを得る方法で、最適条件に設定できる電圧

3　試料の採取及び保存

別表第29の３の例による。

4　試験操作

⑴　前処理

固相カラムにメチルアルコール５ml及び精製水５mlを順次注入する。次に、あらかじめ塩酸を用いてpH値を２とした検水500ml（検水に含まれるそれぞれのフェノールとしての濃度が0.01mg／Ｌを超える場合には、0.0005～0.01mg／Ｌとなるように精製水を加えて500mlに調製したもの）を毎分10～20mlの流量で固相カラムに流し、更に精製水５mlを流した後、10分間以上空気又は窒素ガスを通気して固相カラムを乾燥させる。次いで、固相カラムに通水方向の逆からメチルアルコールを緩やかに流し、試験管に１mlを採り、その溶液に精製水を加えて５mlとし、これを試験溶液とする。また、固相カラムに通水方向からメチルアルコールを緩やかに流す場合は、試験管に２mlを採り、その溶液に精製水を加えて10mlとし、これを試験溶液とする。

⑵　分析

上記⑴で得られた試験溶液の一定量を液体クロマトグラフ一質量分析計に注入し、表１に示すそれぞれのフェノール類のモニターイオンのピーク高さ又はピーク面積を求め、下記５により作成した検量線から試験溶液中のそれぞれのフェノール類の濃度を求め、検水中のそれぞれのフェノール類の濃度を算定する。

それぞれのフェノール類の濃度をフェノールに換算し、その濃度を合計してフェノール類としての濃度を算定する。

表１　モニターイオンの例

検出器 ＼ フェノール類	２⑵エ①に該当する検出器	２⑵エ②に該当する検出器	
	モニターイオン（m／z）	プリカーサイオン（m／z）	プロダクトイオン※　（m／z）
フェノール	93	93	65
２－クロロフェノール	127、129	127、129	91、35
４－クロロフェノール	127、129	127、129	91、35
２，４－ジクロロフェノール	161、163	161、163	125、35
２，６－ジクロロフェノール	161、163	161、163	125、35
２，４，６－トリクロロフェノール	195、197	195、197	159、35

※プロダクトイオンをモニターイオンとする。

5　検量線の作成

フェノール類混合標準液を段階的にメスフラスコ４個以上に採り、それぞれに精製水を加えて500mlとする。この場合、調製した溶液のそれぞれのフェノールとしての濃度は、上記４⑴に示す検水の濃度範囲を超えてはならない。以下上記４⑴及び⑵と同様に操作して、それぞれのフェノール類のモニターイオンのピーク高さ又はピーク面積を求め、それぞれのフェノール類の濃度との関係を求める。

6　空試験

精製水500mlを採り、以下上記４⑴及び⑵と同様に操作してそれぞれのフェノール類の濃度を求め、上記４⑴に示す検水の濃度範囲の下限値を下回ることを確認する。

求められた濃度が当該濃度範囲の下限値以上の場合は、是正処置を講じた上で上記４⑴及び⑵と同様の操作を再び行い、求められた濃度が当該濃度範囲の下限値を下回るまで操作を繰り返す。

7　連続試験を実施する場合の措置

オートサンプラーを用いて10以上の試料の試験を連続的に実施する場合には、以下に掲げる措置を講ずる。

⑴　おおむね10の試料ごとの試験終了後及び全ての試料の試験終了後に、上記５で調製した溶液の濃度のうち最も高いものから最も低いものまでの間の一定の濃度（以下この７において「調製濃度」という。）に調製した溶液について、上記４⑴及び⑵に示す操作により試験を行い、算定された濃度と調製濃度との差を求める。

⑵　上記⑴により求められた差が調製濃度の±20％の範囲を超えた場合には、是正処置を講じた上で上記⑴で行った試験の前に試験を行ったおおむね10の試料及びそれらの後に試験を行った全ての試料について再び分析を行う。その結果、上記⑴により求められた差が再び調製濃度の±20％の範囲を超えた場合には、上記４及び５の操作により試験し直す。

第一　給水装置の構造及び材質の基準に係る試験（平成九年厚生省告示第百十一号）の一部を次のように改正する。

第２の３の表フェノール類の項中「固相抽出－誘導体化－ガスクロマトグラフ－質量分析法」の下に「又は固相抽出－液体クロマトグラフ－質量分析法」を加える。

第二　資機材等の材質に関する試験（平成十二年厚生省告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

３の表フェノール類の項中「固相抽出－誘導体化－ガスクロマトグラフ－質量分析法」の下に「又は固相抽出－液体クロマトグラフ－質量分析法」を加える。

○東北地方整備局告示第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十二日　　東北地方整備局長　縄田　正

一　施行者の名称　山形県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年東北地方整備局告示第三号鶴岡都市計画道路事業三・四・三号羽黒橋加茂線

三　事業施行期間　自平成二十二年一月十八日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十二日　　東北地方整備局長　縄田　正